

社会福祉法人 慈豊会

**役員等、評議員及び委員等の報酬  
並びに費用弁償に関する規程**

# 社会福祉法人慈豊会役員等、評議員及び委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈豊会(以下「本会」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員並びに委員等の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、具体的には、理事長及び副理事長をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 委員等とは、評議員選任・解任委員会及び本会が規定する委員会又は部会の委員をいう。
- (5) 非常勤役員等とは、第3号の役員、前号の委員等及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

2 法人の職員が兼務する役員には、この規程を適用しない。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、別表1「非常勤役員等費用弁償額」のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、職員旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わないものとする。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

## (常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、別表2「常勤理事報酬月額表」に定めるとおりとする。ただし、月の中途中において就任、退任又は解任の場合の報酬の額は、その月の歴日数を基礎として日割りによって計算する。

2 常勤役員が職務のため出張したときは、別に定める職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、毎月26日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第6条第2項に準じた日とする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があつたときは、立替金等を控除して支給する。

4 非常勤役員等の費用弁償及び旅費並びに常勤役員の旅費は、必要な都度、支払うものとする。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は平成30年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 「社会福祉法人慈豊会役員報酬規程」及び「社会福祉法人慈豊会役員等非常勤者の費用弁償に関する規程」は、廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月18日から施行する。

別表1 非常勤役員等費用弁償額

(円)

区分	金額（1回につき）	備考
片道距離 10KM 未満	3, 0 0 0	
同 10Km 以上 20Km 未満	3, 2 0 0	
同 20Km 以上	3, 4 0 0	

別表2 常勤理事俸給表

## (1) 理事長職

(円)

等級	月額	備考
1	600,000	理事長職（勤続年数4年未満の者）
2	800,000	同上（勤続年数4年以上の者）
3	1,000,000	同上（勤続年数6年以上の者）
4	1,200,000	同上（勤続年数10年以上の者）

(注)勤続年数に1月未満の端数があるときは、それを切り捨てる。

## (2) 副理事長職

(円)

## ①常勤の場合

等級	月額	備考
1	400,000	副理事長職（勤続年数3年未満の者）
2	500,000	同上（勤続年数3年以上の者）
3	600,000	同上（勤続年数5年以上の者）

## ②非常勤の場合

等級	月額	備考
1	50,000	副理事長職（勤続年数3年未満の者）
2	75,000	同上（勤続年数3年以上の者）
3	100,000	同上（勤続年数5年以上の者）